

委員長コメント

- 1 調査の結果、違反と認められる事案が6件判明したことは遺憾であります。

各任命権者におかれては、これまで以上に所属職員に対し再就職等規制を再認識させて、職員の規範意識の向上を図り、公務に対する国民の信頼回復に努めるようお願いするとともに、国公法第106条の16に規定する違反行為の疑いに係る報告については、国公法の定めに従い、速やかに当委員会に行うよう求めます。

- 2 当委員会としては、今後も引き続き、与えられた使命を果たすべく厳正な監視活動を徹底していく所存であり、関係者並びに国民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。